

(目的)

第1条 この条例は、本市の経済の活性化及び市民生活の向上に資するため、企業の立地を行う事業者に対し奨励措置を講じることにより、産業の振興及び空洞化の防止並びに雇用機会の拡大を図るとともに、地域と調和した企業の立地を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業者がその事業の用に直接供する建物をいう。
- (2) 企業の立地 新設、増設又は建替えをいう。
- (3) 新設 事業者が建物の取得又は借受けにより新たに市内に床面積の合計が100平方メートル以上の事業所を設置すること(既存の建物に大規模の修繕(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。))又は大規模の模様替(同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。))をして事業所を設置する場合を含む。)をいう。
- (4) 増設 市内に事業所を有する事業者が建物の取得又は借受けにより事業規模を拡大する目的で当該事業所の床面積を30平方メートル以上拡張することをいう。ただし、当該拡張後の事業所の床面積の合計が100平方メートル未満であるものを除く。
- (5) 建替え 市内に事業所を有する事業者が当該事業所を滅失させ、当該事業所の敷地内に新たに床面積の合計が100平方メートル以上の事業所を設置すること(当該事業所を滅失させず、大規模の修繕又は大規模の模様替をして事業所を設置する場合を含む。)をいう。
- (6) 土地 市内において自己の事業の用に直接供する土地をいう。
- (7) 設備 企業の立地に伴い、新たに取得した自己の事業の用に直接供する償却資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第4号に規定する償却資産をいう。))であって、当該償却資産の取得価額の合計額が10,000,000円以上のものをいう。
- (8) 新規雇用市内従業者 企業の立地に伴い、新たに雇用された者(短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条第1項に規定する短時間労働者として雇用された者を除く。))であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 第7条第2号に規定する基準日において、1年以上継続して市内に住所を有する者であること。
 - イ 当該雇用が期間の定めのない労働契約によるものであること。
- (9) 産業誘導区域 安定した操業環境の維持又は形成を図る区域であって、市規則で定めるものをいう。
- (10) 重点エリア 産業誘導区域内において、土地利用規制により事業所の集積を誘導する区域であって、市規則で定めるものをいう。

(対象事業者等)

第3条 この条例により奨励措置を受けることができる事業者(以下「対象事業者」という。)は、企業の立地を行う事業者であって、当該企業の立地に係る事業所が次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 製造業、道路貨物運送業(市規則で定める事業を併せて行うものに限る。)又は卸売業(以下「事業」という。)の用に供されるものであること。
 - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する準工業地域又は工業地域に存すること。
 - (3) 法令等に定める公害の発生防止のための適正な措置がなされていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団密接関係者(豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。))に該当すると認められる事業者は、対象事業者としない。

(指定の申込み)

第4条 対象事業者は、この条例による奨励措置を受けようとするときは、市規則で定めるところにより、市長に申込みを行い、その指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、指定事業者として指定する。

3 市長は、前項の規定による指定に当たっては、必要な条件を付することができる。
(指定事業者の責務)

第5条 指定事業者は、市内における産業の振興その他の本市の経済の活性化を図る取組に協力するよう努めなければならない。

2 指定事業者は、企業の立地に係る事業所において新たに従業者を雇用するときは、市内に住所を有する者を雇用するよう努めなければならない。

3 指定事業者は、環境配慮指針(豊中市環境の保全等の推進に関する条例(平成17年豊中市条例第10号)第51条第1項に規定する環境配慮指針をいう。以下同じ。)に基づき、周辺の環境に配慮しなければならない。

(奨励措置)

第6条 市長は、指定事業者に対し、奨励措置として、予算の範囲内で立地促進奨励金、雇用促進奨励金又は環境配慮奨励金(以下「奨励金」という。)を交付するものとする。

(奨励金の額)

第7条 奨励金の額は、次のとおりとする。

(1) 立地促進奨励金 1会計年度につき、別表に掲げる区分に応じ同表に定める奨励金の額の合計額(当該額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨て、当該額が100,000,000円を超えるときは100,000,000円とする。)

(2) 雇用促進奨励金 指定事業者が企業の立地に係る事業を開始した日から3年を経過した日(以下「基準日」という。)において、1年以上雇用している新規雇用市内従業者の数に100,000円を乗じて得た額(当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円)

(3) 環境配慮奨励金 企業の立地時における緑地面積(環境配慮指針に基づく敷地内の緑化に係る基準を勘案して市規則で定める面積を除いた緑地面積をいい、その面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)に10,000円を乗じて得た額(当該額が10,000,000円を超えるときは、10,000,000円)

(立地促進奨励金の交付対象期間)

第8条 立地促進奨励金の交付対象期間(以下「交付対象期間」という。)は、立地促進奨励金の対象となる土地、事業所又は設備に対し、企業の立地に係る事業所において事業を開始した日以後最初に固定資産税が賦課される年度から5年度の間とする。

(奨励金の交付の申込み)

第9条 指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、市規則で定めるところにより、次の各号に掲げる奨励金の種類に応じ当該各号に定める時期に、市長に申し込まなければならない。

(1) 立地促進奨励金 交付対象期間における各年度の固定資産税を完納した日から当該完納した日の属する年度の末日まで

(2) 雇用促進奨励金 基準日以後最初の立地促進奨励金の交付の申込みをしたとき。

(3) 環境配慮奨励金 立地促進奨励金の初年度の交付の申込みをしたとき。

(交付の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、奨励金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定をし、奨励金を交付するものとする。

2 市長は、奨励金の交付を決定する場合において、奨励金の交付の目的を達成するため必要であると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により奨励金の交付を決定したときは、その決定の内容(これに条件を付した場合にあっては、その決定の内容及び条件)を当該申込者に対し通知するものとする。

(指定事業者への支援)

第11条 市長は、指定事業者に対し、経営改善、技術開発又は人材育成に関する知識を有する者の派遣、従業者の確保に関する情報の提供その他市長が必要と認める支援を行うことができる。

(届出)

第12条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第4条第1項の申込みの内容に変更が生じたとき。
- (2) 企業の立地に係る事業所において事業を開始したとき。
- (3) 交付対象期間内に企業の立地に係る事業所における事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

(指定又は交付決定の取消し)

第13条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定事業者の指定又は奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 交付対象期間内に企業の立地に係る事業所における事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。
- (2) 第3条第1項に規定する要件を欠くこととなったとき。
- (3) 第4条第3項若しくは第10条第2項の規定により付された条件又はこの条例若しくはこの条例に基づく市規則の規定に違反したとき。
- (4) 市税を滞納したとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により指定事業者の指定を受け、又は奨励金の交付決定若しくは交付を受けたとき。
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

(奨励金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(地位の承継)

第15条 相続、譲渡、合併、分割等により指定事業者の事業を承継した者は、当該指定に係る事業所において事業を継続する場合に限り、市長の承認を受けて、当該指定事業者の地位を承継することができる。

(報告の徴収等)

第16条 市長は、指定事業者に対し、奨励措置を適正かつ円滑に実施する上で必要と認められる限度において、報告を求め、又は実地に調査をすることができる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に指定を受けた指定事業者に係る奨励措置については、この条例は、同日後も、なおその効力を有する。
- 3 市長は、特に必要と認める区域を定めて企業立地促進計画を策定し、当該区域における企業の立地の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 4 企業立地促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 企業の立地を奨励する事業に関する事項
 - (2) 企業の立地に資する産業基盤の整備に関する事項
 - (3) その他必要な事項

附 則(平成25年3月29日条例第8号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市企業立地促進条例第5条第1項の規定は、この条例による改正前の豊中市企業立地促進条例第4条第2項の規定による指定を受けた指定事業者には適用しない。

附 則(平成25年9月30日条例第41号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月22日条例第22号抄)

- この条例中第1条並びに次項及び附則第4項の規定は公布の日から、第2条及び附則第3項の規定は平成30年7月1日から施行する。

附 則(平成30年10月1日条例第48号)

- この条例は、平成31年1月1日から施行する。ただし、第2条第8号の改正規定(「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に、「第2条」を「第2条第1項」に改める部分に限る。)は、令和2年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の豊中市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定の申込みを行っている事業者について適用し、同日前に指定の申込みを行っている事業者については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月23日条例第13号抄)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月23日条例第16号)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の豊中市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に奨励金の交付の申込みを行う指定事業者(平成31年1月1日前に指定の申込みを行っている事業者を除く。)について適用し、施行日前に奨励金の交付の申込みを行う指定事業者及び施行日以後に奨励金の交付の申込みを行う指定事業者であって平成31年1月1日前に指定の申込みを行っている事業者については、なお従前の例による。
- 他の条例の一部改正〔略〕

附 則(令和5年3月22日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表

区分		奨励金の額		
		産業誘導区域		産業誘導区域以外の区域
		重点エリア	重点エリア以外の区域	
土地	新たに取得した土地	固定資産税額に相当する額	固定資産税額に相当する額に4分の3を乗じて得た額	固定資産税額に相当する額に2分の1を乗じて得た額
	新たに賃借した土地	賃借料に含まれる固定資産税額に相当する額	賃借料に含まれる固定資産税額に相当する額に4分の3を乗じて得た額	賃借料に含まれる固定資産税額に相当する額に2分の1を乗じて得た額
事業所		固定資産税額(増設にあっては、当該増設によって拡張した部分に係る固定資産税額に限る。以下この項において同じ。)に相当する額	固定資産税額に相当する額に4分の3を乗じて得た額	固定資産税額に相当する額に2分の1を乗じて得た額
設備		固定資産税額に相当する額	固定資産税額に相当する額に4分の3を乗じて得た額	固定資産税額に相当する額に2分の1を乗じて得た額

備考

- この表の新たに取得した土地又は新たに賃借した土地には、企業の立地後の事業所の床面積の合計に5を乗じて得た面積(増設又は建替えにあっては、当該増設又は建替え後の事業所の床面積の合計に5を乗じて得た面積から従前の土地の面積を減じて得た面積)を超える部分を含まないものとする。
- 建物の借受けによる新設又は増設の場合、この表の設備の項の規定のみを適用するものとする。ただし、市長が別に定める関係にある法人からの建物の借受けによる新設又は増設の場合は、この限りでない。

- 3 備考の2ただし書の場合における奨励金の額は、この表の規定に準じて市長が別に定める。